

議案第 7 号

木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定について

木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第
24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 10 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第9条の2 給与条例第16条の4の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第18条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第18条の2 給与条例第16条の4の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条の4第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月あたりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。